第13回南種子町農業委員会定例総会議事録

１．開催日時　　令和６年８月26日（月）９時30分から９時48分
２．開催場所　　研修センター２階大会議室

３．出席委員

会長職務代理者	１１番	牛野　進一郎		
農業委員	１番	久保田　力雄	２番	砂坂　浩一郎
	３番	髙田　真盛	５番	小山　幸良
	６番	中之薗　堅二郎	８番	福　富久
	１０番	上山　幸夫		

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	野里　一則	ロ.	原田　晃生
ハ.	小脇　尚武		

４．欠席委員

農業委員	４番	黒木　りか	７番	寺内　秀昭
	９番	中畠　一三	１２番	石堂　かよ子

農地利用最適化推進委員（順不同）

ニ.	崎田　善昭	ホ.	浦口　啓一郎
ヘ.	片板　大作	ト.	上妻　亜紀
チ.	雨田　俊哉		

５．議事日程
第１　　議事録署名委員の指名
第２　　議案協議
　　　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

６．農業委員会事務局職員

事務局長	羽生　幸一
農地振興係長	中峯　智恵美
農地集積支援員	牛野　学

７．会議の概要
事 務 局　　それでは開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。
　　　　　　農業委員議席番号４番　黒木りか委員、７番　寺内秀昭委員、９番　中

畠一三委員、11 番　石堂かよ子委員。

農地利用最適化推進委員の崎田善昭推進委員、浦口啓一郎推進委員、片板大作推進委員、上妻亜紀推進委員、雨田俊哉推進委員であります。

本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第６条の規定により成立していることを報告いたします。

なお、石堂会長が都合により欠席のため牛野進一郎会長職務代理に議事の進行を一任します。

会長職務代理　本日の総会は、石堂会長が欠席のため、私の方で進行して参ります。よろしくお願いします。

ただ今から、第 13 回 農業委員会定例総会を開会いたします。

会長職務代理　日程第１、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり。）

会長職務代理　異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号５番　小山幸良委員、８番　福富久委員を指名します。

会長職務代理　日程第２、（議案協議）議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、譲渡人：Ａ、譲受人：Ｂ　外６件を議題にします。

それでは、事務局より議案第１号の説明をお願いします。事務局。

事 務 局　１ページをお開きください。

議案第１号は、農地法第３条の規定による許可申請について審査を求めるもので、所有権移転７件です。資料を読み上げます。

整理番号１番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地　Ａ。

譲受人が、南種子町〇〇××番地　Ｂです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか１筆。地目はすべて畑、地積は２筆合計●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、３ページの調査書にあるとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 10 ページから添付しています。

整理番号２番。譲渡人が、兵庫県三田市〇〇××番地　Ｃ。

譲受人が、南種子町〇〇××番地　Ｄです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は田、地積は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、４ページの調査書にあるとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 14 ページから添付しています。

整理番号３番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地　Ｅ。

譲受人が、南種子町〇〇××番地　Ｆです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。
所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。
この件につきましては、５ページの調査書にあるとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は 18 ページから添付しています。
整理番号４番。譲渡人が、鹿児島市〇〇番××号　G。
譲受人が、南種子町〇〇××番地　Hです。
土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか１筆。地目は全て田、地積は２筆合計●●㎡です。
所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。
この件につきましては、６ページの調査書にあるとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は 23 ページから添付しています。
２ページをお開きください。
整理番号５番。譲渡人が、神戸市〇〇番××号　Ｉ。
譲受人は、茨城県つくば市〇〇××番地　Ｊです。
土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は田、地積は●●㎡です。
所有権移転で、贈与及び名義整理によるものです。
この件につきましては、７ページの調査書にあるとおり、農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は 28 ページから添付しております。
整理番号６番。譲渡人が、大阪府吹田市〇〇番××号　K。
譲受人は５番と同じくＪです。
土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は田、地積は●●㎡です。
所有権移転で、贈与及び名義整理によるものです。
この件につきましては、８ページの調査書にあるとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は 31 ページから添付しております。
整理番号７番。譲渡人が、東京都立川市〇〇××番地　L。
譲受人は、西之表市〇〇××番地　Mです。
土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか８筆。地目はすべて畑、地積は９筆合計●●㎡です。
所有権移転で、贈与及び農業開始によるものです。
この件につきましては、９ページの調査書にあるとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は 35 ページから添付しております。
以上７件につきましては、８月９日の現地調査により耕作等について確認しております。
以上で説明を終わります。

会長職務代理　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号１番、３番委員。

３番委員　整理番号１番について説明します。譲渡人のＡさんと譲受人のＢさんについては遠縁になります。Ａさんについては、高齢のためと病気治療のため病院に入っているため経営縮小をしております。Ｂさんについては、畜産業とさとうきび栽培を励んでおられます。今回の売買に当たっては、飼料作物及びさとうきびの作付けをしたいということです。特に経歴に問題のある方ではございませんので、ご審議方よろしくお願いいたします。

会長職務代理　整理番号２番・７番、１番委員。

１番委員　整理番号２番から説明いたします。ＣさんとＤさんですが、資料 17 ページを見ていただけると分かりますが、今回譲渡する田の隣接地の所有者であるＮさんの妻がＣさんのいとこということで、Ｎさんに土地を手放したいという話を持ち掛けたのですが断られ、そこから探しまして、Ｄさんに買ってもらおうという話になり、対価は○万円なのですが、諸々の税金を差し引いて○万円ということになりました。周りに害を及ぼすことはありません。

続いて整理番号７番について説明します。譲渡人のＬさんについては、○○肥料店に兄が勤めております。譲受人のＭさんはＬさんの妹を貰っていることから贈与ということであります。現地を見た結果は大丈夫かなという点もありましたが、問題ないと思います。

会長職務代理　整理番号３番、10 番委員。

10 番委員　譲渡人のＥさんとＦさんは兄弟です。Ｅさんが弟で、Ｆさんが兄です。面積は●●㎡ということでこれはＥさんが作業できない状況ですので、これまで兄が耕作しておりました。この度名義整理することになりました。年齢的には 80 歳ですが本人はまだまだ元気なので問題はないかと思います。

会長職務代理　整理番号４番、２番委員。

２番委員　４番のＨさんとＧさんの関係はＨさんの母方の伯父に当たり、Ｈさんは甥になります。Ｇさんの所有する田畑は全部Ｈさんに贈与ということであります。今回は田ですが、種子島の田畑は全部Ｈさんに贈与するということでした。Ｈさんは一生懸命やっておりますので問題はないかと思います。

会長職務代理　整理番号５番・６番、９番委員が欠席ですので、６番委員にお願いします。

６番委員　５番の譲渡人のＩさんは弟、譲受人のＪさんは兄になります。

６番の譲渡人のＫさんは伯父、Ｊさんは甥になります。いずれも名義整理ということで申請されています。

会長職務代理　　以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

会長職務代理　　異議がないようですので、議案第１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第１号については、原案のとおり決定いたしました。

会長職務代理　　以上で、第 13 回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。